

徳島県がん情報及び匿名化が行われた徳島県がん情報等の提供に関する窓口設置規程

(目的)

第1条 この規定は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号、以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、徳島県が「公益財団法人とくしま未来健康づくり機構」（以下「機構」という。）に委任した徳島県知事の権限及び事務に関し、同項第2号の規定に基づく法第18条から第21条第9項までの徳島県がん情報及び匿名化が行われた徳島県がん情報等の提供に係る事務を行う上で、運用体制の明確化及び対応の統一化を図るため、提供の申請をとりまとめ、徳島県知事が行った提供の決定に基づき、情報の提供を行う、情報の提供依頼申出者に対する一元的な調整機能の役割を果たすことを目的とする窓口組織の設置等に関する事項を定めるものである。

(設置)

第2条 公益財団法人とくしま未来健康づくり機構徳島県がん登録室に、「徳島県がん情報等提供窓口」を設置する。

(事務)

第3条 「徳島県がん情報等提供窓口」の事務は、別に定める「徳島県がん情報及び匿名化が行われた徳島県がん情報等の提供に関する事務処理要領」に基づき、行うものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施において必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日) この規程は、平成31年3月13日から施行する。